

会 議 録

会議の名称	第42回 西東京市都市計画審議会
開催日時	平成25年8月6日（火曜日） 午前10時から午前11時50分まで
開催場所	保谷庁舎 4階第3会議室
出席者	委員：浅野委員、安部委員、石塚委員、大友委員、大西委員、小野委員、小幡委員、川崎委員、塩月委員、納田委員、藤岡委員、宮崎委員、村井委員、相馬委員代理茂木様 事務局：伊藤都市整備部参与、松本都市計画課長、山田まちづくり総合調整特命主幹、加藤主査、佐藤主査、広瀬主事
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画等について（報告） 2 練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画等について（報告） 3 その他報告事項
会議資料の名称	<p>報告事項1 調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画等について</p> <p>資料1 西東京市都市計画地区計画の決定「原案」</p> <p>資料2 西東京市都市計画用途地域の変更「案」</p> <p>資料3 西東京市都市計画高度地区の変更「案」</p> <p>資料4 調布保谷線富士町六丁目周辺地区における用途地域変更・地区計画（原案）等に関する説明会資料</p> <p>資料5 都市計画の決定の経緯の概要</p> <p>報告事項2 練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画等について</p> <p>資料1 練馬東村山線中町・東町周辺地区における用途地域変更・地区計画（素案）等に関する説明会資料</p> <p>資料2 西東京市都市計画地区計画の決定「素案」</p> <p>報告事項3 その他報告事項</p> <p>資料1 西東京市都市計画マスタープランの中間見直しについて</p> <p>資料2 都市計画区域マスタープラン及び都市再開発の方針等3方針の改定について</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

傍聴希望者入場...傍聴者なし

山田主幹：
開会の挨拶

○山田主幹：
職員紹介

伊藤参与：
挨拶

○山田主幹：
議事報告

○山田主幹：
配布資料の確認

○大西会長：
(開会宣言)

本日は、小西委員が欠席しており、また、相馬委員の代理出席で茂木様が出席しているが、西東京市都市計画審議会条例第6条に規定する定足数を満たしていることを報告する。

本日は従来どおりの手続に基づき、傍聴および会議録の公開について各委員に意見を諮る。(全会一致で傍聴および会議録を公開とする。)

○大西会長：

それでは、次第に沿って議事を進める。本日は、議事として報告事項が3件となっている。報告事項1「調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画等について」事務局の説明を求める。

松本課長：

「調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画等について」の報告の前に、前回の審議会において、整理が不十分であった件について説明する。

用途地域の決定権限は、都市計画法の改正により平成24年4月1日から東京都から市に権限移譲されている。

これに伴い、市では「用途地域の指定方針及び指定基準」を定め、これに基づき用途地域を決定することとしている。

調布保谷線の新青梅街道から北側の沿道については、平成16年度に行われた東京都内の用途地域の一斉見直しの際に、東京都の運用により、用途地域の変更が行われた。

今回の調布保谷線沿道の西武新宿線から新青梅街道までの区間については、平成16年度の都内一斉見直しの際には、変更されなかった区間だが、沿道の土地利用状況や都市計画マスタープランでの位置づけ等を考慮し、市として見直しが必要であるとの判断に基づき、用途地域の変更手続を進めている。

この用途地域の変更にあたっては、市の「用途地域の指定方針及び指定基準」に基づき、地域の特性に応じた目指すべき市街地像を実現するため、必要な事項を地区計画に定める。西武新宿線から青梅街道までの区間については、沿道の土地利用の状況や都市計画マスタープランでの位置づけを考慮すると、現時点では、用途地域の見直しは必要ないと判断している。

関連して、西3・3・14号線沿道の用途地域の見直しについては、今年度、現況調査や条件整理等の作業を行い、平成26年度から用途地域等を見直す対象地域への説明を行う予定としている。

松本課長：

「調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画等について」資料1～3については、前回の審議会で報告した内容からの変更はない。資料4と資料5を用いて、都市計画法第16条に基づく説明会等の開催状況、今後の予定を報告する。

○大西会長：

それでは、これから質疑に入る。事務局からの報告に対し、意見、質問があれば発言願いたい。

○大友委員：

4月の説明会における対象者に対する参加者の割合について、どう考えるか。

また、参加したくても都合がつかなかった方の意見は、アンケートで把握すると考えているのか。

アンケートの回答数もそれほど多くはないと考える。アンケートの回答について、対象者に対しどのようにフィードバックするのか。

○松本課長：

この説明会を開催する前に、地区整備計画の対象地域、図中のAの地域の方々について、事前に個別訪問等をして内容の説明を行っている。

実際に用途地域等が変わったり、地区計画により規制がかかったりする範囲はA地区のみであり、この地区の方々には、事前に十分な説明ができていますと判断している。

このようなことから、説明会には、A地区の方々の参加が比較的少なかったと把握しており、それ以外のB～G地区の方々が、地区計画の区域に含まれることによって、どのような影響があるのかというご心配があつて、当日出席されていると、質疑の結果から判断している。

したがって、対象人数はA～G地区で600名以上いるが、その中で具体的な規制を受けるA地区の方々には十分な説明をしており、反対等の強い意見は出ていないことから、案の内容についてご了解いただいていると判断している。

アンケート結果についても、現住所の確認ができた620通を郵送し、回収が73通ということで、約1割強の回収率となっているが、回答をいただいた中での判断としては、理解できる・概ね理解できるで約7割となっている。この結果については、7月の説明会の案内を行った方々に報告している。

今後の手続きの中、公告・縦覧等に併せ、アンケート結果や市の考えについて、質問があれば説明する準備はある。

○大友委員：

問い合わせがあれば、回答するということだが、見やすい資料を作っているのだから、ホームページに掲載するなど、だれでも確認できるような方法を考えてもらいたい。

○松本課長：

ホームページには掲載していないが、区域の方々には郵送し周知をしている。

○大西会長：

これは、市の条例に基づいて行っているのか。

松本課長：

16条の規定に基づく条例の手続きの中の一環として、説明会を開催している。

○大西会長：

16条に基づく条例を作成し、それに基づいてやっているということでもいいか。その条例で、資料の公開とかは定めていないのか。

○松本課長：

そこまでは規定していないが、対象が区域内の関係権利者となっており、今後17条になれば対象が、広く関係する者となるので、その際にはホームページに掲載するなど、広く関係権利者の方に周知を図る等の運用をしている。

○大友委員：

17条の時にでるとのことか。

○松本課長：

その際は、広く関係権利者となるので、ホームページを使う等の対応を考えていきたい。

○大西会長：

17条で掲載する内容は、今回のアンケート等の内容ではないのではないか。

○松本課長：

地区計画についてと、分かりやすく説明するという意味で、経緯を含めて載せていきたいと考えている。

○大西会長：

他に意見はあるか。

○納田委員：

A地区内の関係権利者数、実際に住まわれていない人数を把握したい。

また、A地区の方が土地の利用制限を受けることについて、どの程度理解していると事務局は考えているのか。

○松本課長：

地区整備計画区域内の方の数は、43名となっている。

区域内に住んでいる方は30名で、その方々を含めた36名について、個別訪問を行っている。遠方である5名については、郵送での資料送付を行っている。

残りの2名の方にも郵送は行ったが、宛名不明で返送されており、現住所が分からない状況である。

規制について、41名の方に訪問・説明をしているが、反対等の強い意見はなく、概ね理解されていると理解している。

○納田委員：

これまでの地区計画で、このような連絡の取れない権利者について、どのような対応をとってきたか。

○松本課長：

関係権利者の方への説明は、できるだけ機会を設けたいと考えているが、登記簿から権利者を把握しており、そこに記載されている内容について、現住所の把握が困難な場合もあり、それ以上の詳細な調査は行っていない。

市としては、現地に赴き個別の説明をすることを第一と考えている。

その中で、不在の方にはポストイングを行うなどして説明を行っている状況である。

2件の方について、詳細の分析はしていないが、現地をあたったの説明は十分にさせても

らっていると認識している。

○納田委員：

権利者であるが、所在不明で説明できなかつた方が、地区計画決定後に土地を手放す際に、知らなかつたということが起こつた場合に、どう対処するのかということが心配である。

2件について、その土地は現状どのようなになっているのか把握させてほしい。

○松本課長：

2件については、マンション等建物はあつたが、現地の名前は、登記簿上の権利者と異なつており、登記簿に記載されている住所に郵送したが、戻つてきたということである。

地区計画の決定を知らなかつたという場合の対応については、市報・ホームページ等を含め、17条の手続きの中でも、この地域の方に限らず広く周知していることを踏まえ、できる限りのことはしていると認識している。

○大西会長：

他に意見はあるか。

○藤岡委員：

このアンケートは、A地区を含めて実施したのか。

○松本課長：

そのとおり。

○藤岡委員：

73件の回答のうち、A地区の回答は何件か。

○松本課長：

4件となつている。

○藤岡委員：

理解できないと答えている3割程度の方への対応はどうするのか。

○松本課長：

まずは、法定手続きの中での説明会に参加していただければ、その場で丁寧に説明をさせてもらう。

また今後、現地や窓口に来られた場合には、その場で丁寧に説明をさせてもらう。

アンケート結果については、どの人がどう回答した、というところまでは求めていないため、どの方がどれだけ把握しているかという特定は難しい。

市としては、計画を進めるにあたり、概ねを含め理解しているという方が7割を超えていれば、計画は妥当ではないかと判断をしている。

これは理解できないという方を切り捨てるという話ではなく、もし、そういう方がいるという話を耳にされた場合には、都市計画課の窓口を紹介していただきたい。

○藤岡委員：

分からないという方を含め、3割程度の方には、説明をしていくという話であるが、今後、こういうはずではなかったということも起こりうることを考え、市民の声を常時聞けるような窓口の対応をしていって欲しい。

○大西会長：

周知についての意見があったが、市の説明では、地区整備計画の区域について、知らなかったということがあると、こんなはずではなかったという反応につながる恐れがあるが、これについては前回説明があり、地区施設関係では、調布保谷線の沿道に歩道状空地と環境緑地が整備される、また、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度100㎡等の規制がある。

それ以外の地区については、新たな制限は課せられないということ。

したがって、A地区以外については、今ある用途の規制以外に付加されるものはない。

A地区の方については、理解していただかなくてはならず、それ以外の地区については、そういう状況である。

○大西会長：

他に意見はあるか。

今後のスケジュールとして、東京都との同意を要しない協議に入り、その後、都市計画法第17条の公告・縦覧を行う。全体として、今年中に決定の告示に持っていきたいというのが、行政の意向であり、その場合には、審議会の都市計画決定が必要であり、11月上旬を予定しているというスケジュールになる。

○大西会長：

他に意見はあるか。

○大西会長：

特に無いようなので、本件については、これをもち質疑を終了し、報告を受けたこととする。

○大西会長：

続いて報告事項2「練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画等について」事務局に説明を求める。

○松本課長：

「練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画等について」の報告の前に、前回の審議会において、整理が不十分であった件について説明する。

道路整備に伴う路線式での用途地域の見直しのタイミングについては、市として、3つの時期を考えている。

一つ目は、事業認可と同時期、二つ目は、道路予定地沿道に建築が可能となる建築基準法第42条第1項第4号の指定と同時期、三つ目は、新たな道路の供用開始と同時期。

市としては、この3つの時期のいずれが妥当か、それぞれの地域特性や土地利用の状況等を考慮し、目指すべき市街地像の実現に向けて、用途地域等の見直しを行っている。

○松本課長：

「練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画等について」資料1については、今月末に開

催を予定している、用途地域変更・地区計画に関する素案の説明会で使用する資料となっており、内容については、前回4月10日に開催した都市計画審議会での内容から変更はしていない。

資料2については、地区計画 計画書・計画図、用途地域計画図の素案であり、資料1の内容を都市計画図書としてまとめたものとなっている。

前回の審議会以降、5月下旬から6月下旬にかけて、地区整備計画の予定区域の権利者に対して、個別訪問等による事前説明を行い、事前説明の中では、区域がまたがる場合の取扱いや今後のスケジュールなどの質問があったが、変更内容の修正に至るような意見等はなかった。

今後のスケジュールについては、8月26日、27日の両日に地区計画区域内の権利者約620名を対象とした素案説明会を開催し、同時期にアンケート調査を実施する。

その後、説明会で頂いたご意見や、アンケート結果を踏まえ、原案作成を行い、都市計画法第16条に基づく公告・縦覧・意見書の提出等を行う予定となっている。

次回の都市計画審議会では、これらの状況等をご報告し、今年度中を目途に都市計画決定を行いたいと考えている。

○大西会長：

それでは、これから質疑に入る。事務局からの報告に対し、意見、質問があれば発言願いたい。

○大友委員：

用途地域の見直し時期について、前回の審議会では、遅いのではないかという意見が多かったと思う。道路の供用開始がされており、今から地区計画を策定するということの認識をもう一度確認をしたい。

また、5月下旬から個別に訪問し説明をしているということだが、既に建て替えを終えている方から、クレーム等はなかったのか。

関連して、204人の対象者の内、直接対応できたのが71名ということであるが、不在の81名の方にはポスティングをし、不明なことは問い合わせるよという話であった。

投げかけられた側について、何を聞いていいのかわからなく、そのままになってしまうケースもあると思われる。担当としては、アプローチをしているから連絡をしてもらおうほかないと考えているのか、次の説明会で説明できればと考えているのか伺いたい。

○松本課長：

用途地域の見直しに時期については、先ほど説明したとおり3つの段階があると考えている。今回は供用開始時期とほぼ同じ時期として対応している。判断材料としては、地域特性と、道路が現道拡幅して整備するものか、全く新しく整備するものか、というところが大きな判断材料となっている。

このエリアについては、戸建住宅が多い地域であり、仮に容積率が上がったとしても、現状指定されている用途地域、容積率の中で、十分建て替えが行えるケースが多いと判断している。

すでに建て替えを行っている住宅もあるが、市から説明に伺った際には、特段大きな反対意見、遅いのではないかという意見はいただけていない。

例えば、大きな敷地が残っている地区に新しい道路を作ると、ボリュームのある建物が建ちやすいようになるので、その際には、供用開始を待っていると機会の損失となる恐れがあるが、戸建住宅地区の道路築造となると、現況の戸建住宅から戸建住宅への建替えが殆どで

あるため、大きな土地利用がほとんどないという前提で、このタイミングをとった。

また、用途地域の見直しの3つの段階の内、注意をしなければいけないのは、42条1項4号の指定に併せ用途を見直す場合について、地価に影響する恐れがある。道路事業の場合、初期の段階で協力をいただいた方と、最後の方に協力をいただいた方では、土地の評価に違いが生じる恐れがある。

ポスティングをした81名の方について、意見が言い出しにくいのではないかという質問について、今後法定手続きの段階でも丁寧な対応をしていきたいと考えている。

○大西会長：

204名というのは、A・B・D地区の人数か。

○松本課長：

地区整備計画の区域内であり、A・B・D地区である。

○川崎委員：

都市計画図を各家庭に配布できないか。いずれ道路になるということが分かれば、それぞれ計画をたてられると思う。また、道路ができれば、いずれ用途の見直しがある等の情報を提供できればいいのではないか。

大西会長：

土地利用規制の周知ということだと思うが、何か方法を講じているか。

○松本課長：

道路については、年に1回程度都市計画道路の整備状況について、お知らせをしている。

土地利用規制の話は、積極的には情報を発信してはいなかった。

個別の地区計画等に関連して、ホームページ等で見れるようにはなっているが、それを目的としていない人には、たどり着くのは難しい状況となっているため、今後検討していきたい。

○大西会長：

自分の家について、どういう規制がかかっているかということは、聞きに行けば教えてもらえるのか。

○松本課長：

丁寧に説明をしている。

大西会長：

土地の売買や建物を建てる時に気になるところだが、建てる時は業者に依頼をするわけで、業者はそれを知っている。

○塩月委員：

業者は建物の計画を始める段階から事前調査をしている。

○大西会長：

一般の方もある程度把握できるようにというのは、今後の課題である。パソコンで見られるといっても、どこまで拡大できるかという問題もある。

丁寧にホームページ上に公開しているところもある。情報公開がどこまで進んでいるかというコンテストをやっている民間団体もある。

○松本課長：

都市計画図であれば、ホームページ上で公表をしている。

○大西会長：

他に意見はあるか。

○納田委員：

204名という権利者は、地区計画区域内全体の数と考えていいのか、A・B・D地区のみか。

○松本課長：

A・B・D地区のみである。

○納田委員：

現住所が明らかでない方が38人ということだが、どのように対応するのか。

○松本課長：

現住所不明の方については、なるべく現状把握したいと考えているが、現地へのポスティングにより、現地にいる方に対しては周知ができると考えている。

あとは、法定手続きの中で、市報・ホームページにより案内をし、この数字を減らすよう努力する。

○納田委員：

戸籍の付票などを使うと住所がわかることもあるが、どこまでやるかということは判断が難しい。

道路ができてしまった後であり、土地の利用規制を受けるということで、38人もの方に知らなかったと言われることのないよう対応してもらいたい。

また、81名のポスティングをした方についても、丁寧な周知をしてもらいたい。

○大西会長：

他に意見はあるか。

○浅野委員：

都道233号線からかえで通りまでの都市計画道路について、かえで通りから先の練馬区へ向かう道路など、すべて市内でとまっている。

練馬区へ通じないと価値が上がらない。

市が動かないと、練馬区側も動きがなさそうなので、今後進めていくのかどうか聞きたい。

○松本課長：

具体的な事業の進め方というよりは、道路ネットワークということで考えると、やはり区

市境で止まっている道路が比較的多い。

その部分については、優先整備路線の見直しが始まると聞いているので、その中で練馬区に限らず市境の道路ネットワークの充実を積極的に働きかけていきたいと考えている。

○浅野委員：

他区市については理解したが、3・4・11号線について、谷戸・住吉周辺と保谷庁舎周辺は完成しており、その間はどうするのか。

○松本課長：

報告事項3の中で、併せて説明をしたい。

大西会長：

他に意見はあるか。

○大西会長：

特に無いようなので、本件については、これをもち質疑を終了し、報告を受けたこととする。

○大西会長：

この案件では、いつの時点で地区計画をかけるのが適当なのかということであったが、常識的には建築計画を立てる段階で新たな規制が分かった方がいい。

そのタイミングということで、今回の供用開始というのは、少し遅い感じがする。

事業認可を受けて用地買収が始まると敷地が変形するので、それに連動して家を建替えようとか、処分しようということもでてくるので、事業認可のあたりが妥当な感じがする。

それについて、今後このようなケースがあるかわからないが、他市の例なども参考にし、どう対処するのか検討をしていただけたらと思う。

○大西会長：

それでは報告事項3「その他報告事項について」事務局に説明を求める。

○松本課長：

「西東京市都市計画マスタープランの中間見直しについて」資料1により説明する。

前回の審議会で報告をした「将来都市構造図」について、現在行っている、都市計画マスタープランの「地域別説明パネル展」において、特に「西武池袋線周辺の東西都市軸」に対するご意見などをいただいたため、事務局で検討した結果、昨年度検討した「将来都市構造図」における都市軸の考え方にフィードバックし、一部修正を行うこととした。

具体的な修正内容は、

- ・都市計画道路 西3・3・14号線を東西都市軸から幹線道路へ修正
- ・都市計画道路 西3・4・13号線を連携都市軸から東西都市軸へ修正
- ・都市計画道路 西3・4・11号線を連携都市軸から東西都市軸へ修正
- ・都市計画道路 西3・4・9号線を連携都市軸から幹線道路へ修正
- ・都市計画道路 武3・1・12号線を東西都市軸から幹線道路へ修正
- ・都市計画道路 西3・4・26号線を南北都市軸へ修正

となっており、現行の都市計画マスタープランと比較すると、

- ・「都市計画道路 西3・3・3号線」の西側部分を東西都市軸に追加
 - ・「新青梅街道」の東側部分を東西都市軸に追加
 - ・「都市計画道路 西3・4・26号線」を南北都市軸に追加
- した形となっている。

この理由については、現行のマスタープランでの都市軸の考え方は、西東京市の区域内で骨格となる道路を都市軸として考えていた。

昨年度の中間見直し策定委員会での考え方は、広域幹線道路を都市軸として考えたためこのような将来都市構造図となった。

これを基に、地域別説明パネル展を開催したところ、もともとあった都市軸を変えることに対する指摘や、西武池袋線周辺地区の位置付けが弱くなったという意見等があり、以前の考え方に戻したという形になっている。

それに併せ西3・3・3号線、新青梅街道東西都市軸、市の西側の西3・4・26号線の南北都市軸の設定により、バランスのとれた都市軸ができると考えている。

これらの見直しについては、中間見直し策定委員会の委員の方々に個別に説明をし、了解をいただいている。

都市計画マスタープランの中間見直しの進捗状況については、審議会後に市議会へも報告を行い、市議会からの意見をうかがうことを予定している。

○松本課長：

「都市計画区域マスタープラン及び都市再開発の方針等3方針の改定について」資料2により説明する。

これらは、東京都が決定権者であり、情報提供ということで報告をする。

現在、東京都において、「都市計画区域マスタープラン」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地開発整備の方針」、「防災街区整備の方針」の改定作業を進めている。西東京市については、「防災街区整備の方針」以外のものが該当する。

これらについては、今後市に対して、都市計画法第15の2第2項の規定に基づき、原案策定依頼がくる予定となっている。

当初の予定より、東京都の作業が遅れており、正式に依頼があった段階で、審議会へ報告させていただく。

○大西会長：

それでは、これから質疑に入る。事務局からの報告に対し、意見、質問があれば発言願いたい。

○納田委員：

IHI跡地の開発で人口が増えている、五日市街道は東西都市軸として重要ではないか。

○松本課長：

五日市街道は、広域幹線道路として都市間を結ぶ重要な路線という認識は変わっていない。

西東京市のエリアだけを考えた場合、市の骨格となる部分を都市軸として位置付けたいと考えている。

五日市街道や北の西3・3・14号線は、広域幹線道路としての位置付けをとっており、役割がなくなったということではない。市の骨格を考えた場合、都市軸からは外させていただ

たということである。

このエリアを考えると、五日市街道については、玉川上水や千川上水というような水辺軸の方が、地域のまちづくりに対する軸としては、重要ではないかということで、現在の都市計画マスタープランを踏襲していきたいと考えている。

○浅野委員：

西3・3・14号線は、用地買収を行っており、広域幹線道路という位置付けであっても、このまま進めてもらわなければ困る。

また、西3・3・3号線については、南北のバランスを考えるといいと思うが、第2次事業化計画の優先整備路線から第3次事業化計画に移る際に落とされた路線である。

なぜその時に2次から落としてしまったのか。

田無駅南口の交通広場について、この西3・3・3号線があればもっと早く着手できたのではないか。

また、幅員はどうなっているのか。

○松本課長：

西3・3・14号線については、かなり整備が進んでいる状況である。現行の都市計画マスタープランでの位置付けから変化はしていない。

広域のネットワークを考えると広域幹線道路という重要な位置付けをしている。

西3・3・3号線については、第2次事業化計画から第3次に移る際、優先整備路線からは外れてしまった。市としては、田無駅周辺のまちづくりとも連動する重要な路線であることから、改めてこの見直しの中で、都市計画マスタープランに都市軸として位置づけることにより、実現に向けて積極的な発言ができるようになると思う。

また、計画幅員については、28メートル4車線となっている。

○浅野委員：

西3・3・3号線は、前都知事が力を入れていた、軍民共用を考えていた横田へ向かう道路だが、もっと広幅員ではないのか。

○松本課長：

西3・2・6号線が36メートルで両側に10メートルの環境施設帯を設置するよう変更したことを考えると、この道路もこの幅員でいいのかという議論になるのではないかと予想している。

○安部委員：

東西の主要な幹線道路という位置付けは、東京都の中で変わってはいないので、都市計画道路全体の進捗状況を見ながら、次期計画の中でどのような位置付けにするかということは、この道路も含めて検討していくことになる。幅員については、事業化の計画の中で、周辺の地形・状況から判断をしていくことになると考えている。

○塩月委員：

この道路については、花小金井駅の南側は完成しているので、あれ以上は広げられないのではないか。

○大西会長：

道路の幅員については、車道の幅員が揃っていれば変えられる。

○大西会長：

他に意見はあるか。

納田委員：

西3・3・3号線について、密集住宅地を通る道路であり、都市計画マスタープランの東西都市軸に位置付けるということは、南部地域の住民に影響のあることなので、説明をどのようにしていくのか。

○松本課長：

現行の都市計画マスタープランでは、広域幹線道路という位置付けではあるが東西都市軸という位置付けはとっていない。今回の見直しにあたり、市の東西都市軸という骨格をなす位置付けをとりたいと考えている。

現在、地域別説明パネル展を行っており、そのなかのパネルには、東西都市軸として位置付けた図を使用して、意見をいただいている。

次回の審議会では、パネル展の開催状況や意見等について報告できると考えている。

○納田委員：

密集住宅地なので、都市計画道路の計画はあるが、どうせできないだろうと考えている人が多いと思う。丁寧な対応をしてもらいたい。

○松本課長：

新たな位置付けをとるということなので、都市計画マスタープランのパネル展の中でも、丁寧に対応させていただいていると思う。

市としては、東西南北の骨格軸に位置づけることについては、まちづくりをする上で、必要最小限度のものと考えているので、都市計画道路の事業化に向かう場合には、当然、丁寧な対応をとらせてもらう。

○塩月委員：

IHI跡地の開発があり、病院もできることとなった。

交通量の増加が見込まれるが、IHI跡地から五日市街道へ抜ける道路は、一向に狭いままである。

西3・3・3号線との関連はどう考えているのか。

また、田無駅南口の整備が進み、まっすぐ五日市街道に繋がれば、交通量の緩和につながると思われる。

○松本課長：

田無駅南口の交通広場だけが、第3次事業化計画の優先整備路線に位置付けられており、交通ネットワークが取れない状況となっている。

市としては、西3・3・3号線に絡めて、西3・4・24号線も道路ネットワークとして必要な路線と考えている。

今回の都市計画マスタープランの中間見直しの中で、駅を中心として交通ネットワークを

確立させたいという方針を強く打ち出しているので、田無駅の南側の都市計画道路の整備については、重点課題と考えている。

○大西会長：
他に意見はあるか。

○大友委員：
優先整備路線の見直しが始まると聞いている、という説明があったが、スケジュール等わかるものはあるか。

○松本課長：
現在の第3次事業化計画は平成27年度までのもので、引き続き次期の第4次事業化計画ができると把握はしている。
今年度から検討が始まるものと考えている。詳細が分かれば、審議会、市議会へも報告をする必要があると考えている。

○安部委員：
東京都では、検討していくということになっており、都・市との共同策定となっており、様々な視点から検討していくこととなる。

○大西会長：
他になれば、本件については、これをもち質疑を終了し、報告を受けたこととする。

○大西会長：
次第3「その他」について、事務局から何かあるか。

○松本課長：
今回の審議会については、11月中旬に開催を予定しており、議事として、調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画の決定と西東京都市計画生産緑地地区の変更についての付議を予定している。
現在の委員の皆様の前任期について、9月30日をもって満了となり、10月1日からの新任期の委員の皆様による開催となる。

○松本課長：
現委員の皆様におかれては、平成23年10月1日以来、2年間にわたり、当市の都市計画に関する審議の中で、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
事務局といたしまして、この場を借りて改めて厚く御礼申し上げます。

○大西会長：
私からも皆様のご協力にお礼を申し上げます。
以上をもって本日の日程は全て終了した。
都市計画審議会条例第8条に規定する議事録については、会議録の作成を事務局に指示する。
これをもって第42回都市計画審議会を閉会する。

以上